



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 平成24年度 脳・心臓疾患と精神障害の
労災補償状況

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 非上場株式の評価方法の改正

NEWS1. 「平成24年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」

厚生労働省が「平成24年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を公表しました。

①脳・心臓疾患の労災補償状況

請求件数は842件（前年度比56件の減）で、3年ぶりに減少となりましたが、支給決定件数は338件（前年度比28件の増）で、2年連続で増加となりました。

②精神障害等の労災補償状況

請求件数は1,257件（前年度比15件の減）となりましたが、引き続き高い水準。支給決定件数は475件（前年度比150件の増）で、過去最多となりました。

この精神障害等の労災認定は平成23年12月26日に基準の改定（「心理的負荷による精神障害の認定基準について」）が実施され、労災認定の判断で用いられる心理的負荷評価表の内容が具体化された結果により、支給決定件数が増加したと考えられそうです。

支給決定件数475件を具体的な出来事別に分類すると上位項目は以下のとおりで、改めて過重労働やハラスメントに気を配る必要があると言えるでしょう。

- (1) 仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった（59件）
- (2) （ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた（55件）
- (3) 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした（51件）

特に精神障害の場合には、職場内での人間関係が原因となることが多く、企業としては過重労働の防止と併せて、就業規則等でハラスメントを禁止する旨の内容を規定し、社員への周知・徹底をしたり、管理職を中心とした社内研修の実施等、具体的な対策が必要になってきます。

NEWS2. (書籍の紹介)

ヒューマンエラーを防ぐ知恵

ミスはなくなるか 著者：中田 亨

(内容紹介)

事故のきっかけになる人間のまちがいは、ヒューマンエラー。ときとして深刻な事故を招くヒューマンエラーはどう防げばよいのか。事故の発生する過程に注目し、事故を構造から捉え直し、ヒューマンエラー抑止の理論を考察。さらにすぐに役立つ、実践的なテクニックの一端を問題形式で紹介する。もう、ヒューマンエラーは怖くない。

本書は、平易な言葉で過去の事故事例が多数引用されています。また、なぜこのような事故が発生したのか、現在はその事故がどのように改善されているのかも紹介されており、毎日の業務に活かすヒントになります。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

中小企業のオーナーとして、自社株に係る相続対策を考えています。
株式の評価方法に改正がなされたと聞きましたが、その概要を教えてください。

Answer

財産評価基本通達189(2)に定める株式保有特定会社の株式評価につき、
大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準を
「25%以上」から「50%以上」に引き上げる改正が、平成25年5月27日付でなされました。

【解説】**1. 株式保有特定会社とは**

そもそも今回の改正の対象となる株式保有特定会社とは、改正前の取り扱いでは、「総資産のうちに占める株式等の価額の合計額の割合が25%以上である大会社」とされていました。このような会社は、類似業種比準方式における標本会社である上場会社に比べ、資産構成が著しく株式等に偏っているため、その株式の評価は原則として純資産価額方式で評価することとされていました。

2. 改正の背景

平成25年2月28日の東京高等裁判所判決において、平成9年の独占禁止法の改正に伴って会社の株式保有に関する状況が、株式保有特定会社に係る評価通達の定めが置かれた平成2年の評価通達改正時から大きく変化していることなどから、株式保有割合25%という数値は、もはや資産構成が著しく株式等に偏っているとまでは評価できなくなっていたといわざるを得ないと判断されました。

当該判決を受け、有価証券報告書から集計した上場会社の株式保有割合を確認した結果、大多数の上場会社の株式保有割合が50%未満であることなどから、大会社の判定基準を「25%以上」から「50%以上」に改正することとされました。

3. 適用時期等

当該改正は平成25年5月27日以後に相続等により取得した財産を評価する場合に適用されるほか、平成25年5月27日以後に相続税等の申告をする者が、平成25年5月27日以前に相続等により取得した財産を評価する場合にも適用することができます。

【改正の性格と弊社からのご提案】

当該改正については、判決（2月28日）から、パブリックコメント（意見公募）（4月2日～5月1日）、そして改正までの期間が3ヶ月と非常にタイムリーに進んだ影響等もあり、クライアントの方からお問い合わせ頂く機会の少ない改正です。

しかし、当該改正の影響で、保有される株式の評価額の総額が数千万～数億円単位で変動する方もございます。よって、問い合わせ、該当件数は限られているが、該当する場合の影響額は大きくなる可能性の高い改正と言えます。

既に自社の株式が株式保有特定会社として評価されていた方はもちろん、今まで、自社の株式評価をされていなかった方であっても、優良な子会社の株式等を保有されている企業の株式を保有されている方は、当該改正の影響を受ける場合もございます。

平成25年度の路線価の発表もなされたこの時期に、一度、自社株式の評価の見直しを含め、相続対策プランの見直し、検討をされてみては如何でしょうか。

参考資料等

財産評価基本通達189(2)

財産評価基本通達における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準の改正について

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850